

島根大学医学部附属病院長候補者選考会議の運営に関する細則

(平成30年島大細則第23号)

(平成30年8月9日制定)

(令和2年3月3日最終改正)

(趣旨)

第1条 この細則は、島根大学医学部附属病院長候補者選考会議規則（平成30年島大規則第184号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、島根大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(成立・議決要件の特例)

第2条 規則第12条に規定する成立要件及び議決要件については、病院長候補適任者の審査、病院長候補者の最終選考及び議長が必要と認める場合を除き、委員の過半数が出席した場合に限り、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 委員は、可能な限り会議に出席し、やむを得ず出席できないときは、委任状（別紙様式）をもって代えることとする。
- 二 前号の委任状の提出に当たっては、出席する委員を代理人とし、会議における議決に関する一切の権限を委任する旨、提出する委任状に記載するものとする。
- 三 第1号の委任状の提出があったときは、会議出席者とみなし、成立要件を確認するものとする。
- 四 議決については、委任状を提出した委員の代理人の意向と同じ判断をしたとみなし、議決要件を確認するものとする。

附 則

この細則は、平成30年8月9日から施行する。

附 則（平成31年4月23日一部改正）

この細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日一部改正）

この細則は、令和2年3月3日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

委任状

代理人

島根大学医学部附属病院長選考会議委員

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

委任事項

- 令和 年 月 日開催の第 回島根大学医学部附属病院長選考会議における議決に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者

島根大学医学部附属病院長選考会議委員

⑩